京都府知事 西脇隆俊様

新型コロナウイルス感染防止のため自院での検査を公費で

京都府保険医協会 理事長 鈴木 卓

謹啓

貴職におかれましては、府民の生命と暮らしを守るため、日夜重責を果たされている ことに心より敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症が流行する中で、発熱者の診療や検査を担う開業医の多くが医師国保に加入しており、自院で本人や従業員に対する診療(自家診療)には保険診療上の制約があります。そのため、感染の有無を自院で調べることができないことに不安が広がっています。

厚生労働省の「新型コロナウイルスに関するQ&A」(9月28日)には、診療所の医師が自院のスタッフに対して、PCR等検査を行った場合の、自家診療(保険請求の制限対象)での検査費用について、「保険者による全部制限があり、保険請求が不可とされているもの(全部制限の自家診療)については、都道府県等の判断により行われる検査の場合には、行政検査(公費負担の対象)となる」とされており、「都道府県等が行政検査として医療機関と委託契約を結ぶことにより保険適用として実施することが可能で、契約締結前に実施された検査についても、後に適切に契約が締結されれば、遡って行政検査として取り扱うこととしています」とあります。

このことについて、10月29日と12月23日に当会から貴職に提出させていただいた要請 書のなかで下記のように要望してきたところです。

3月1日に京都府医師国民健康保険組合がPCR検査等の自家診療を保険診療として例外として認めることはしないとの考えを発したことから、改めて、感染防止のために行う検査を公費で行っていただくよう要望いたします。

記

発熱患者に対応する診療・検査医療機関の混乱を避けるため、京都府としてすべての 医療機関において自院で医療スタッフに新型コロナウイルス感染症に関する検査を公 費で行うことができるよう必要な措置を行っていただくこと